

仕 様 書

1 業務委託名称

大阪市バリアフリー情報発信事業業務委託（長期継続）

2 目的

大阪市内の施設等のバリアフリー整備状況をホームページ上で発信することによって、障がい者が外出する際の利便性の向上や積極的な社会参加の推進を図ることを目的とする。

3 履行期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日

4 経費の負担

受託者は、事業の実施にあたり必要な機器、設備等を確保すること。

なお、本事業の実施に必要な経費は、すべて受託者の負担とする。

5 業務内容

次の業務について実施すること。

(1) 「バリアフリー情報」ウェブサイトの保守及びコンテンツの更新・新規作成

ア) 現ウェブサイトの概要

①ホームページアドレス

- ・トップページ <https://osaka-heartfulweb.jp/>
- ・バリアフリー情報 https://www.osaka-heartfulweb.jp/bf_top.html
- ・ハートフル商店街
https://www.osaka-heartfulweb.jp/heartful_shopping_street/_pc/index.php

②掲載内容

施設等のバリアフリー情報

③対象施設

本市施設、大阪市内の公共施設及び本市において特に必要と認める民間施設
(宿泊施設、観光施設等)

④掲載施設数

405件（令和6年3月31日時点）

イ) 対象範囲

本業務における対象範囲は、トップページ及びバリアフリー情報のページ一式とする。

なお、ハートフル商店街のページについては、コンテンツを削除する。

ウ) ウェブサイトの必要要件

- ・原則、現在のドメイン (<https://osaka-heartfulweb.jp/>) を使用すること。
なお、やむを得ない事由により継続使用ができない場合は、対応について本市と協議すること。
- ・高齢者、障がい者等利用者の誰もが簡単に情報にたどり着くことができ、情報を探しやすいデザイン、サイト構成であること。特に利用者の利便性を重視し、利用者が求める情報に簡単にたどり着けるようにすること。
- ・セキュリティを担保するため、暗号化通信（TLS 通信）に適合したページとすること。

- ・スマートフォンやタブレット端末等のデバイスに応じて、ウェブサイトが見やすく最適化される仕組みを構築すること。
- ・ウェブアクセシビリティを確保するため、JISX8341-3:2016 に対応すること。
なお、対象範囲は、本ウェブサイトのドメイン以下のコンテンツとするが、技術的観点等から対応が困難な場合は、できるだけ多くの方が支障なく情報取得できるよう代替情報の提供に努めること。
- ・検索機能を備え、ユーザーニーズに沿った複数の検索条件により効率よく検索ができるようにすること。
- ・検索結果による地図の表示については、検索した施設を含む全体図を表示すること。
- ・原則ページ下部にバナー広告掲載枠を設けること。掲載枠数、バナー広告の使用及びサイズについては、本市に確認すること。

エ) ウェブサイトの保守

本ウェブサイトの保守にかかる業務を実施すること。

オ) コンテンツの更新・新規作成

①施設ページの作成及び情報の管理

- ・本市より施設情報の提出があれば、その都度、情報の登録（内容の変更を含む）をすみやかに行うこと。
- ・ページ作成にあたっては、所在地、電話番号、周辺地図等施設の基本的な情報及びバリアフリー状況等を施設ごとに表示できるよう整理したフォームを作成すること。
- ・バリアフリー状況等の情報は、ピクトグラム（文字情報併用）、画像等を使用し、分かりやすく表現すること。
- ・各施設が所有するホームページや、マップナビおおさかとのリンクを図ること。
- ・情報登録後は掲載イメージを本市に提出し、承諾を得た後にサイト上で公開する。
本市の確認の結果、修正依頼があれば対応すること。
- ・施設ページの掲載内容についてはデータベース化して管理し、ページの情報登録（内容の変更を含む）の際にはデータベースにも反映すること。

②対象施設の拡大に伴う対応

対象施設の拡大にあたってサイト運用上必要とされる業務（項目の追加・デザイン変更等）を実施すること。

③既存ページの変更

施設情報以外の既存ページ（トップページ等）についても、本市よりデザインや内容について変更の指示があれば対応すること。

④バナー広告の掲載

本市よりバナー広告掲載用データが提出された場合は、掲載すること。

(2) バリアフリー情報の充実及び二次利用の促進

- ・本サイトの利便性向上のため、バリアフリー情報の充実、ウェブサイトの機能拡充に取り組むこと。また、他の機関が提供する施設等のバリアフリー情報との連携を積極的に図ること。
- ・バリアフリー情報の発信手法等について調査・研究を深めるとともに、本市に対して必要な助言・提案等を行うこと。
- ・保有するバリアフリー情報について、民間事業者において有効活用されるよう、オープンデータ化すること。なお、データ化の範囲等詳細については本市と協議すること。

(3) その他業務等

- ・本サイトの名称、構成、デザインを変更する場合は、事前に本市と協議のうえ実施すること。
- ・現在公開しているコンテンツ情報については本市より提供することとするが、保守及び運用環境の変更等に伴い既存ページの最適化、修正が必要な場合は、利用者が支障なく閲覧できるよう速やかに対応すること。
- ・検索エンジン最適化（SEO 対策）を実施すること。
- ・本業務を通じてソフトウェア等の使用権の取得があった場合、それが本業務にかかる委託契約期間の満了後も引き続き使用できるものであるときは、本市が使用権を所有するものとする。
- ・本事業目的を鑑み、コンテンツの作成・ページ更新にあたっては、障がい者の就労訓練を目的とした活用を認めるものとする。

6 適用範囲

- ・この仕様書に規定する事項は、受託者がその責任において履行するものとする。
- ・本業務委託について、契約書に定められた事項以外は、本仕様書によるものとする。なお、この仕様書に定めのない事項については本市と受託者が協議の上、定めるものとする。

7 委託料の支払い

会計年度（各年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）ごとに受託者からの請求により支払う。支払い方法については受託者決定後、受託者と協議の上決定する。
 ※本市施策等の変更により上限額、支払い方法が変更される場合があります。

8 業務報告

- ・毎月 10 日までに、前月 1 ヶ月間のウェブサイトアクセス件数を本市へ報告すること。なお、これ以外の項目について本市より報告を求められた場合は、速やかに報告すること。
- ・毎年度業務終了後、実施した事業内容について事業報告書を提出すること。

9 その他

(1) 業務の引継ぎについて

- 「3 履行期間」に定める履行期間の次期の受託者（以下「新受託者」という。）が決まった場合、受託者は本事業に支障をきたさないよう新受託者に対し必要な引継ぎを行うこと。なお、引継ぎにかかる諸費用が必要な場合は受託者が負担することとする。
- ・ウェブサイトのドメイン使用権は新受託者に譲渡すること。なお、やむを得ない事由により譲渡できない場合は、本市へ報告し対応を協議すること。

(2) 障がい者の法定雇用率達成への取組

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）では、事業主に対し、法定雇用率を達成する義務が課されていることから、応募段階で法定雇用率を達成できていない場合は、障がい者雇入れ計画に基づき、誠実に履行すること。

(3) 個人情報保護について

本委託業務は、個人情報を取り扱っているため、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、大

阪市個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、また、受託者の従事者にも各条項の規定を遵守させ、次に掲げる個人情報保護の措置を講じること。

- ・本委託業務に係る個人情報について、第三者への提供を禁止すること。
- ・本委託業務に関して取得し、又は作成した個人情報が記録されている文書、図面又は電磁的記録の複写及び複製を禁止すること。
- ・本委託業務を受託し、又は受託していた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的の利用について、禁止すること。
- ・受託者の管理する個人情報の漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合には、受託者は、その事故発生の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を発注者に報告し、本市の指示に従うこと。
- ・必要に応じて、本市職員による立ち入り検査を受けること。

(4) 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例関係

本契約の履行に際して、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）の趣旨を踏まえ、「特記仕様書」を遵守すること。

(5) 大阪市暴力団排除条例関係

本契約の履行に際して、「大阪市暴力団排除条例」（平成23年大阪市条例第10号）に基づく「特記仕様書」を遵守すること。

(6) 人権問題研修について

受託者は、従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務の遂行をするよう、適切な研修を実施すること。

(7) 苦情解決等

苦情処理にあたっては、対応マニュアルの整備、責任者の明示など適切に体制を整備すること。

(8) 緊急時等の連絡体制の整備

受託者は、緊急時等に適切に対応するため、迅速な対応ができるよう連絡体制を整備すること。

(9) 再委託について

- ア) 受託者は、業務等の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- イ) 前項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受託者はこれを再委託することはできない。
 - ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - ・「5 業務内容」に関する業務
- ウ) 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- エ) 受託者は、イ) ウ) に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承

諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

オ) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受託者を選定したときは、この限りではない。

カ) 受託者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(10) 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた従事者向けの研修等を実施すること。

(11) 受託者は本事業にかかわり独自の広告収入を得る等の行為を行ってはならない。

(12) 管理・運営するホームページ等の障害時の連絡・対応

管理運営するホームページ等に障害等が生じた場合は、速やかに発注者へ連絡するとともに、原因特定及び必要に応じて影響範囲調査、復旧作業等を可能な限り迅速に行うこと。

10 仕様書に関する問い合わせ

大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課（飯沼・市山・浜辺）

TEL 06-6208-7994